

<p>議事項目</p>	<p>2 地域医療構想の進め方について</p>
<p>概要</p>	<p>(1) 地域医療構想について・・・資料2-1</p> <p>●新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた今後の地域医療構想の進め方【通知の内容(抜粋)】</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針2020」(令和2年7月17日閣議決定)において「<u>感染症への対応の視点も含めて、質が高く効率的で持続可能な医療提供体制の整備を進めるため、可能な限り早期に工程の具体化を図る。</u>」とされたところである。</p> <p>また、再検証等の期限を含め、地域医療構想に関する取組の進め方について、これらの議論の状況や地方自治体の意見等を踏まえ、厚生労働省において改めて整理の上、お示しすることとされており、<u>今後、厚生労働省より示された内容を踏まえ、当圏域の地域医療構想調整会議の進め方について検討する予定</u>としている。</p> <p>(2) 新たな病床機能の再編支援について・・・資料2-2</p> <p>地域医療構想の実現を図る観点から下記の自主的な取組に対し、財政支援を行う。</p> <p>① <u>医療機能の分化・連携に必要な病床削減支援(継続)</u></p> <p>病院又は診療所であって療養病床又は一般病床を有するものが、病床数の適正化に必要な病床数の削減を行う場合、削減病床に応じた給付金を支給する。</p> <p>② <u>医療機能の分化・連携に必要な医療機関統合支援(継続)</u></p> <p>病院又は診療所であって療養病床又は一般病床を有するものが、病床数、病床機能、医療提供体制の適正化のために統合する場合、統合計画に参加する病院等に給付金を支給する。</p> <p>③ <u>病院の債務整理に必要な借入資金に対する支援(継続)</u></p> <p>病院の統廃合において、廃止病院の未返済の債務を統合後に存続する病院が新たに融資を受けて返済する場合、当該融資に係る利子の全部又は一部に相当する額に給付金を支給する。</p> <p>④ <u>地域医療介護総合確保基金の活用と新たな病床機能の再編支援の整理(拡充)</u></p> <p>・地域医療介護総合確保基金(区分I)により財政支援(国2/3、県1/3)を行ってきたが、<u>新たな病床機能の再編支援として全額国費による事業を創設</u>(令和3年度以降:「病床機能再編支援事業(仮称)」として実施。)</p> <p>【・<u>今後は地域医療介護総合確保基金と新たな病床機能の再編支援の組み合わせにより再編統合案件に対する支援額の規模を拡大する。</u>】</p> <p>⑤ <u>地域医療介護総合確保基金 医療分(継続)</u></p> <p>・地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度であり、県に設置している。</p> <p>※令和2年度においては、<u>当圏域での対象医療機関はなし。</u></p> <p>(3) 南薩保健医療圏地域医療構想調整会議の実施内容について・・・資料2-3</p> <p>・平成29年度～令和元年度における協議内容について記載している。</p>